事業主側　万代弁護士
労働者側　小林箕三郎　高山久蔵　皆川利吉外四名
ト会見種々折衝シタルモ不得要領ニ終リ再会ヲ約シテ会
見ヲ打切リタリ
右及申（通）報候也

別記（一）
要求書

一、解雇者ヲ復職セシムルコト
二、解雇手当制定
一ケ年未満　六十日分、　一ケ年以上　二ケ年未満三十日分加算スルコト
二ケ年以上三ケ年未満三十日分ヲ加算スルコト　三ケ年以上四ケ年未満三十日分ヲ加算スルコト
四ケ年以上一ケ年ヲ増ス毎ニ三十日分ヲ加算スルコト
三、勤続手当制定
一ケ年未満三十日分　一ケ年以上二ケ年未満七十日分加算スルコト
二ケ年以上三ケ年未満　百日分加算スルコト　三ケ年以上四ケ年未満　五百日分加算スルコト
四ケ年以上一ケ年ヲ増ス毎ニ　五百日分ヲ加算スルコト
四、今後解雇及[illegible]ヲ絶対ニ為サザルコト
五、今後ハ臨時工ハ絶対ニセヌコト
六、今後解雇者ニ対シ仮令人権ヲ与フルコト
七、労働組合ヲ公認スルコト

別記（二）

檄!!!!

創立五十年以来の古い歴史を持って居る許りか大信用を[illegible]今度会社西条鉄工所は如何なる事由か！突如従業員の一部を解雇し我が失業[illegible]五日全従業員の生活を極度に脅かし始めた、会社は従業員一同の積極的勤務振りに対し[illegible]唯だやり切れぬと称して居るが実は好況時代は勿論他工場に負を与へて自分の工場に[illegible]せるのである。西条鉄工所は陸海軍の指定工場で高級な工作を生産し[illegible]工場のみ[illegible]して居るのである。従って今日迄の営業成績の巨財を積み上げたのである　伊勢勘一郎今日父から受けた[illegible]の解雇者数多くに[illegible]の漫画で退却するとは何事であるか。誰か十年も独身で勤続した工場を使われ切りの漫画で退却せよと言はば　その如何なる仕事も出来るが解しない我等黙って居られぬのだ。そこで